

令和5年度「男女の賃金の差異」

公表日：2024年6月27日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	61.6%
正社員	62.1%
パート・アルバイト・有期社員	118.2%

説明欄

<p>対象期間：令和5年度(2023年4月1日～2024年3月31日)</p> <p>賃金：基本給、勤務手当(夜勤・日祝日等)、役職手当、時間外手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当、労働の対価でない祝金等を除く。</p> <p>正社員：育児短時間勤務職員を含む。</p> <p>パート・アルバイト・有期職員：嘱託職員を含み、非常勤医師を除く。</p> <p>*パート・アルバイト職員は正職員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。</p> <p>差異について補足説明</p> <p><全労働者・正社員></p> <p>全労働者のうち最も差異を生じているのは医師である。医師の女性職員がいないため、医師を除いた場合、男女の賃金差異は全労働者で86.1%、正社員で87.6%である。</p> <p><パート・アルバイト・有期社員></p> <p>女性の方が賃金が高い嘱託職員が多いため、この結果になったと考えられる。</p>
--

令和6年(2024年)4月1日現在

管理職に占める女性労働者の割合	63.6%
男女の平均勤続勤務年数の差異	110.1%